

厚木市居住支援協力不動産店登録制度について

1 事業の目的

この事業は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を促進するため、住宅確保要配慮者の入居に協力的な不動産事業者を「厚木市居住支援協力不動産店」として登録し、住宅確保要配慮者の住まい相談について協力不動産店と情報共有を図ることで、より効率的な住まい探しの支援を行うことを目的として整備するものです。

住宅確保要配慮者から転居等の相談を受けた際には、物件の希望条件や相談者の生活状況等を協力不動産店と情報共有し、円滑な住まいの確保と、信頼できる賃貸借関係づくりを支援するため、本年9月から本制度を実施しております。

2 登録要件

次のいずれの要件も満たす不動産店

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の免許を取得している者であること。
- (2) 宅地建物取引業法に基づく免許の取消処分を受けていない者であること。
- (3) 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けていない者であること。
- (4) 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にない者であること。
- (5) 厚木市内に本店又は支店を置く不動産事業者であること。
- (6) 不動産団体に所属する不動産事業者であること。

※ 不動産団体とは公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会又は公益財団法人日本賃貸住宅管理協会をいう。

3 住まい相談の流れ

